

# 募集要領

1. 件 名 松山アンバサダー拡大事業 業務委託

2. 概要及び目的

市民特に高校生、大学生、専門学校生など若者世代の人たちに松山ファンになってもらうことを目的として、民間の知識・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

5. 履行場所 市長が指定する場所

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 ￥17,600,000-（消費税及び地方消費税を含む。）  
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(5) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(7) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

(1) 期 間 令和4年4月5日（火）から令和4年4月20日（水）まで

(2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課

(3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は「松山市ホームページ」「市政情報」「入札・契約」のページよりダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

\*配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

### 1 1. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提出書類、プレゼンテーション・ヒアリングの審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

### 1 2. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

### 1 3. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和4年4月5日（火）から令和4年4月20日（水）17時まで
- (2) 受付方法  
別紙様式1に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受付けないものとする。  
また、電子メールを送信した後に、まちづくり推進課まで送信した旨の電話をすること。  
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。
- (3) 回答及び公表  
令和4年4月22日（金）までに質問者に電子メールで回答するとともに、「松山市ホームページ」「市政情報」「入札・契約」のページで公表する。  
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

### 1 4. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和4年4月26日（火） 17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 1～7」を提出すること  
※ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～7の書類提出は不要。
- (3) 提出部数 1部（正本1部のみ）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課  
担当：高垣、白石、久保
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
\*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

### 1 5. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年5月6日（金） 17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 8～12」およびチェックリストを提出すること。
- (3) 提出部数 各8部（正本1部・副本7部）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課  
担当：高垣、白石、久保
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
\*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

## 16. 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～7の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式2）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 * 松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること * 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前にまちづくり推進課に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） * 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前にまちづくり推進課に相談すること。
6	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	
7	経営状況等調査表（様式3）	
8	事業者の概要（様式4）	
9	本業務への執行体制等 （様式5-1、5-2）	
10	参考見積書（様式6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4版、縦型、片面横書きとする。</li> <li>・ 見積書の別紙として、「積算内訳書」を添付すること。</li> <li>・ 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。</li> </ul>
11	企画提案書の概要（様式7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4サイズ2ページ以内に簡潔にまとめること。</li> <li>・ 選考委員が審査をする際、複数の企画提案書を比較できるようにするため、企画提案書の概要を記載すること。</li> </ul>
12	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4サイズ縦型とする。</li> <li>・ 企画提案のポイントについて分かりやすく説明すること。</li> </ul>
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

## 17. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和4年5月中旬【予定】
- (2) 実施場所 詳細な実施場所については、後日、別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき25分程度 プレゼンテーション 15分程度  
ヒアリング 10分程度
- (4) 出席者  
1者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。
- (5) 留意事項  
プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、入札参加者が用意すること。  
なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。  
また、新型コロナウイルスの感染予防対策として、当日は必ずマスクを着用し、発熱等の体調不良がある者は参加しないこと。

## 18. スケジュール

- |                       |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表       | 令和 4年 4月 5日 (火)                     |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付    | 令和 4年 4月 5日 (火)<br>～令和 4年 4月20日 (水) |
| (3) 質問への回答・公表         | 令和 4年 4月22日 (金)                     |
| (4) 参加表明書の提出締切り       | 令和 4年 4月26日 (火)                     |
| (5) 応募業者数等の公表         | 令和 4年 4月28日 (木)                     |
| (6) 提案書等の提出締切り        | 令和 4年 5月 6日 (金)                     |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和 4年 5月 中旬 (予定)                    |
- (正式な日時・場所は、後日、別途通知する。)**
- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (8) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和 4年 5月 中旬 (予定) |
| (9) 契約締結・公表        | 令和 4年 5月 下旬 (予定) |

## 19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

## 20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

## 21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。

- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や縮小については、今後の感染状況や社会情勢等を踏まえ判断していく。その上で、必要に応じて契約期間もしくは委託料を変更する契約を行う。その際、業務の中止や縮小に伴って発生した費用（直前に中止した場合の資機材のキャンセル料などを含む）については、基本的には事業実績報告書等を検査した上で、委託料として松山市が負担することとし、詳細については事前に協議する。

## 2.2. 事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課 担当：高垣、白石、久保

TEL：089-948-6095

FAX：089-934-1821 メールアドレス：sakanoue@city.matsuyama.ehime.jp